

「株主コミュニティ」に係るQ & A

2015 年 6 月 19 日 作 成

2025 年 5 月 1 日 最終改訂

日 本 証 券 業 協 会

1. 制度全般について

問 1 株主コミュニティ制度が創設された背景や狙いはどのようなものですか。

問 2 株主コミュニティの概要について教えてください。

2. 銘柄・発行者の審査について

問 3 株主コミュニティ制度における「発行者についての審査」では、どのような対応を行うことが求められていますか。

問 4 「発行者及びその行う事業の実在性」の審査とありますが、何を審査することが求められますか。

問 5 「発行者の財務状況」の審査とありますが、赤字企業であっても株主コミュニティ銘柄として取り扱うことはできますか。

問 6 「発行者の財務状況」の審査において、設立後間もないので 1 期分の財務諸表もありますが、財務諸表は必要ですか。

問 7 「発行者の財務状況」の審査とありますが、当該発行者が会計監査人の監査を受けていない場合、別途会計監査又はそれに準ずるようなレビューを行う必要がありますか。

問 8 「発行者の法令遵守状況を含めた社会性」の審査とありますが、何を審査することが求められますか。

問 9 「反社会的勢力への該当性等」の審査とありますが、何を審査することが求められますか。

問 10 「当該運営会員と発行者との利害関係の状況」の審査とありますが、何を審査することが求められますか。

問 11 「当該店頭有価証券に投資するに当たってのリスク」の審査とありますが、何を審査することが求められますか。

問 12 発行者の審査を行う際、専門的な知識が必要となる項目について、外部の専門家等の意見を参考にすることは可能ですか。

問 13 2022 年 10 月 26 日付会員通知「東海地区における株主コミュニティ制度の活性化について（名古屋証券取引所との連携）」（（エ）2022 第 111 号）において、東海地区では名古屋証券取引所へ審査補助資料の作成を委託することが可能となっていますが、これはどのような制度でしょうか。

問 14 株主コミュニティ銘柄に係る銘柄審査の結果は保存しなければならないですか。

3. 株主コミュニティの組成について

問 15 同一の発行者が発行する複数の銘柄を運営会員として取り扱う場合、銘柄毎ではなく、発行者毎に株主コミュニティを組成しても問題ないですか。

問 16 同一の銘柄について複数の会員等が株主コミュニティを組成することはできますか。

問 17 同一の銘柄について複数の運営会員が株主コミュニティを運営している場合、いずれか一方の運営会員に参加している投資者は、参加していないもう一方の運営会員における株主コミュニティでも取引できますか。

4. 株主コミュニティに参加していない投資者への参加に関する勧誘及び情報提供について

問 18 運営会員が投資者に対して株主コミュニティへの参加に関する勧誘を行うことはできますか。

問 19 投資者が参加勧誘対象者に該当するかどうかは、どのように確認すればよいでしょうか。

問 20 ある銘柄の株主コミュニティの参加勧誘対象者に対して、他の銘柄の株主コミュニティへの参加に関する勧誘を行うことはできますか。

問 21 株主コミュニティへの参加に関する勧誘が認められている発行者の役員・従業員の範囲はどのようなものでしょうか。

問 22 株主コミュニティへの参加に関する勧誘が認められている発行者の被支配会社等又は関係会社の役員・従業員の範囲はどのようなものでしょうか。

問 23 自社が運営会員となっている株主コミュニティについて、メールマガジンやダイレクトメール、チラシ、ポスターなどにより周知することは可能ですか。

問 24 株主コミュニティ銘柄の発行者自らが株主コミュニティの組成について周知したり、株主コミュニティへの参加を促すことは可能ですか。

問 25 運営会員がセミナーや各種イベントで株主コミュニティに関する制度説明を行った

り、個別銘柄への参加に関する勧誘を行うことはできますか。

問 26 運営会員は、株主コミュニティに参加していない投資者に対して、自社で運営会員として取り扱う株主コミュニティについてどのような情報を知らせることができますか。

問 27 株主コミュニティ銘柄が店頭取扱有価証券に該当する場合であって、コミュニティ規則第9条第2項各号に掲げる者以外の者に対しても参加に関する勧誘を行おうとするとき、運営会員は、当該株主コミュニティ銘柄の発行者と協議のうえ、あらかじめ株主コミュニティの組成の目的に適した勧誘の相手方となる顧客の属性を定め、当該顧客のみに参加に関する勧誘を行うこととありますが、発行者との間で具体的に何を協議するのでしょうか。

問 28 株主コミュニティ銘柄が店頭取扱有価証券に該当する場合で、当該株主コミュニティ銘柄の発行者が会社内容説明書を作成している場合に、当該株主コミュニティ銘柄の株主コミュニティの組成の目的に適した勧誘の相手方となる顧客に対する参加に関する勧誘が認められる要件は何でしょうか。

問 29 運営会員が公表できる株主コミュニティ銘柄に関する情報として、「事業概要」がありますが、具体的にはどのような情報ですか。

問 30 運営会員が、株主コミュニティ銘柄の保有者や発行者の役員・従業員などの参加勧誘対象者に対して当該株主コミュニティへの参加に関する勧誘を行う際、提供できる情報に制限はありますか。

問 31 株主コミュニティに参加していない投資者から株主コミュニティ銘柄に関する情報の提供を求められた場合に運営会員から提供できる情報として、「株主コミュニティ銘柄の発行者が公告した若しくは公衆の縦覧に供している情報又は不特定多数の者が閲覧できるウェブページに掲載している情報」、「株主コミュニティ銘柄の発行者が、当該株主コミュニティ銘柄に係る株主コミュニティの参加者以外の者へ提供することに同意した情報」とありますが、具体的にはどのような情報ですか。

問 32 「株主コミュニティ銘柄の発行者が、当該株主コミュニティ銘柄に係る株主コミュニティの参加者以外の者へ提供することに同意した情報」とありますが、どのような方法で同意を得ればよいのでしょうか。

問 33 株主コミュニティに参加していない投資者から株主コミュニティ銘柄に関する情報の提供を求められた場合に運営会員から提供できる情報として、「約定に関する情報」とありますが、本協会から公表されていない直近の約定情報についても提供してよいのでしょうか。

問 34 株主コミュニティに参加していない投資者から株主コミュニティ銘柄に関する情報の提供を求められた場合、情報の内容について個別具体的に資料名や情報名を投資者

から指定されなければ情報提供を行うことはできませんか。

5. 株主コミュニティの参加手続及び取引について

問 35 株主コミュニティに参加することができる投資者の要件はどのようなものですか。

問 36 株主コミュニティの投資者の参加要件を運営会員独自に設定したり、銘柄毎に投資者の参加要件を変えることは可能ですか。また、既存株主とそれ以外で異なる要件を設けることは可能ですか。

問 37 株主コミュニティへの参加手続の際、発行者に事前に投資者の情報を提供し、発行者が認めた投資者に限って株主コミュニティへの参加を認めることは可能ですか。

問 38 投資者が株主コミュニティ銘柄の売却を希望していますが、1度限りの売却であったとしても株主コミュニティに参加しなければならないですか。

問 39 特定投資家（プロの投資者）であっても株主コミュニティに参加しなければならないですか。

問 40 株主コミュニティ銘柄について投資勧誘を行うことができるのはどのような投資者でしょうか。

問 41 確認書はどのタイミングで徴求すればよいですか。

問 42 契約締結前の情報提供の情報は、参加者に対して全銘柄共通のものを一年に一度提供すればよいですか。

6. 株主コミュニティの参加者に対する情報の提供について

問 43 運営会員は、参加者に会社情報を提供するために、株主コミュニティ銘柄の発行者に関する情報をどのような方法により取得することが考えられますか。

問 44 株主コミュニティ銘柄の発行者に関する情報のうち、参加者のみに提供すべき情報についてはどのように提供すればよいですか。

問 45 株主コミュニティの参加者に対して提供しなければならない発行者に関する情報のうち、法令で作成が求められていないものについてはどのような様式で提供すればよいですか。

問 46 参加者に対して提供する情報のうち、規則で明示的に規定されていない情報については必ずしも発行者からタイムリーに取得できない可能性があります、その場合には、取得後、遅滞なく提供することで問題ないですか。

7. 株主コミュニティ銘柄について

問 47 コミュニティ規則第 1 条において「流通性が制限される株主コミュニティ銘柄」とありますが、どのような意味ですか。

問 48 株主コミュニティ銘柄に係る株券（券面）は、上場銘柄と同じように不発行になりますか。

8. 株主コミュニティ銘柄の店頭取引及び募集等の取扱い等について

問 49 株主コミュニティ銘柄の店頭取引について、取引時間は定められていますか。

問 50 株主コミュニティ銘柄の店頭取引に係る店頭有価証券の受渡しはどのように行えばよいですか。

問 51 株主コミュニティ銘柄にはインサイダー取引規制が適用されますか。また、それ以外の不公正取引規制についてはどのようなものが適用されますか。

問 52 株主コミュニティは、流通取引のみではなく資金調達等にも利用できますか。

問 53 私募等の取扱い等に当たって全参加者の中から勧誘対象者を限定する場合、どのような対応が求められますか。

問 54 株主コミュニティ銘柄の私募等の取扱い等を行う場合には、どのような情報を提供する必要がありますか。

問 55 私募等の取扱い等を行っているときに、私募等の取扱い等の勧誘対象者以外の参加者からセカンダリーの注文を受ける場合、どのように対応すべきですか。

問 56 株主コミュニティへの参加者以外の者から資金調達を行いたいと考えていますが、株主コミュニティに参加してもらった後に、投資勧誘を行わなければなりませんか。

問 57 募集又は私募の取扱いにおける「発行者の事業計画の妥当性」の審査とありますが、何を審査することが求められますか。

問 58 株式投資型クラウドファンディング業務において取り扱っている店頭有価証券は、株主コミュニティにおいて募集等の取扱い等を行ってもよいですか。

問 59 株主コミュニティ銘柄の募集等の取扱いを行う場合において、資金調達の額に上限はありますか。

問 60 株主コミュニティ銘柄の募集等の取扱いについて、株式投資型クラウドファンディング業務のように自社のウェブサイトを利用して行うことはできますか。

問 61 株主コミュニティにおいて募集等の取扱い等を行った場合、配分についてはどのような規制が適用されますか。

問 62 未発行の株主コミュニティ銘柄の店頭取引はどのような場合に行うことができます

か。

9. 本協会への手続・報告について

問 63 株主コミュニティを組成したいと考えていますが、必要な手続について教えてください。

問 64 株主コミュニティを組成した場合には、その状況について報告する必要がありますか。

10. 上場廃止銘柄の取次ぎ等に係る特例について

問 65 上場廃止銘柄の取次ぎ等に係る特例とは、どのようなものですか。

問 66 上場廃止銘柄の取次ぎ等に係る特例の対象となる銘柄はどのような銘柄ですか。

問 67 本特例を利用することができる「取次ぎ等会員」とは、どのような証券会社ですか。

問 68 上場銘柄が廃止された場合、証券会社は本特例を必ず利用しなければいけませんか。

問 69 運営会員は、取次ぎ等会員に対して、どのような情報を提供すればよいですか。

問 70 取次ぎ等会員は、売付けに係る投資勧誘の相手方となる顧客に対し、どのような事項を説明し、どのような情報を提供すればよいですか。

問 71 取次ぎ等会員が店頭取引を行う場合には、どのような確認が求められますか。

問 72 上場廃止となった銘柄について株主コミュニティを組成する場合、その銘柄の保有者に対して、どのような方法でその旨を知らせることができますか。

問 73 取次ぎ等会員は、本特例による取引の状況について報告する必要がありますか。

(別表) 株主コミュニティの審査方法等の参考例について

【以下における凡例】

略称	正式名称
コミュニティ規則	株主コミュニティに関する規則
店頭有価証券規則	店頭有価証券に関する規則
投資勧誘規則	協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則
金商法	金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）
定義府令	金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成 5 年大蔵省令第 14 号）
開示府令	企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和 48 年大蔵省令第 5 号）
金商業等府令	金融商品取引業等に関する内閣府令（平成 19 年内閣府令第 52 号）
金商業等府令等改正府令	金融商品取引業等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（平成 27 年内閣府令第 38 号）
金商法第 67 条の 18 第 4 号告示	認可協会の規則において流通性が制限されていると認められる有価証券を定める件（平成 27 年金融庁告示第 32 号）
金融庁パブコメ回答	平成 27 年 5 月 12 日付金融庁公表資料「平成 26 年金融商品取引法等改正（1 年以内施行）等に係る政令・内閣府令案等に対するパブリックコメントの結果等について」別紙「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」

1. 制度全般について

問1 株主コミュニティ制度が創設された背景や狙いはどのようなものですか。

答1 株主コミュニティとは、地域に根差した企業等の資金調達を支援する観点から、非上場株式の取引・換金ニーズに応えることを目的として、2015年5月に創設された非上場株式の流通取引・資金調達の制度です。

株主コミュニティは、発行者の開示負担に配慮した株式の発行・流通の場となるように制度設計が考えられています。具体的には、前身の制度であるグリーンシート銘柄制度が抱えていた「インサイダー取引規制が適用されていることで発行者に適時開示義務が課せられる」といった課題を解消するため、株式の流通を株主コミュニティ内の一定程度に制限することにより、インサイダー取引規制の適用を受けず、発行者に対して適時開示義務が課せられない設計となっています。

問2 株主コミュニティの概要について教えてください。

答2 株主コミュニティとは、証券会社が非上場株式の銘柄ごとに株主コミュニティを組成し、原則としてこれに参加する投資者に対してのみ投資勧誘を認める制度です。

証券会社は、株主コミュニティ銘柄として取り扱おうとする株式とその株式を発行する会社の財務状況等を審査し、適当と認めたもののみ、株主コミュニティを組成することができます。

株主コミュニティを組成する発行者としては、非上場のまま株式による資金調達を行ったり、自社株式の取引の場を設けたりしたいと考える企業が想定されます。また、事業承継や分散した株式の買い集めニーズがある企業による活用も想定された制度となっています。

株主コミュニティは制度上、参加できる投資者に制限を設けておりませんが、主としてその会社の役員、従業員、その親族、株主、継続的な取引先といった会社関係者のほか、新規成長企業等に資金供給といった形で支援する投資者、地域に根差した企業の財・サービスの提供を受けている（又は受けようとする）方、株主優待を期待する方等による参加が考えられます。

規則上、株主コミュニティは参加に関する勧誘ができる投資者の範囲が限定されていますが、会社関係者等や特定投資家に対しては参加に関する勧誘を行うことができます。また、株主コミュニティ銘柄の取引は原則として株主コミュニティに参加している者のみが行うことができます。

本協会は、株主コミュニティを組成・運営する証券会社を指定し、公表します。この指定を受けなければ、証券会社は、株主コミュニティを組成・運営することができません。

2. 銘柄・発行者の審査について

問3 株主コミュニティ制度における「発行者についての審査」では、どのような対応を行うことが求められていますか。

答3 コミュニティ規則上、運営会員は、株主コミュニティ銘柄として取り扱おうとする店頭有価証券とその店頭有価証券の発行者について、以下の事項について厳正に審査することとされ、その結果、株主コミュニティ銘柄として適当と認めたものののみ、株主コミュニティを組成することができます。

- 1 発行者及びその行う事業の実在性
- 2 発行者の財務状況
- 3 発行者の法令遵守状況を含めた社会性
- 4 反社会的勢力への該当性、反社会的勢力との関係の有無及び反社会的勢力との関係排除への仕組みとその運用状況
- 5 当該運営会員と発行者との利害関係の状況
- 6 当該店頭有価証券に投資するに当たってのリスク

上記項目等における具体的な審査は運営会員が各社で定める社内規則に基づき行うこととされていますが、運営会員は、上記の内容について、有価証券報告書や会社内容説明書（いずれも作成している場合）、会社法の規定に基づき作成された事業報告や計算書類、税務申告書などを基に確認し、審査することが考えられます。

なお、各審査項目の基本的な考え方については問4から問14を、各審査項目において参考になる資料や確認事項などについては、本QA別表の「【参考】株主コミュニティの審査方法等について」をご参照ください。

（関連規定） コミュニティ規則第5条第1項

問4 「発行者及びその行う事業の実在性」の審査とありますが、何を審査することが求められますか。

答4 発行者及びその行う事業の実在性については、会社として実際に存在していることや、その会社が実際に事業を行っていることについての審査（発行者の所在地への訪問、経営者へのヒアリング等）を行うことが考えられます。投資者が実態のない会社や事業に投資することのないよう、例えば、事業の実現可能性、事業計画とその進捗状況を確認すること等により、実質的に事業活動が行われていることを審査することが求められます。

参考となる具体的な審査項目や資料などについては、本 QA 別表の「【参考】株主コミュニティの審査方法等について」をご参照ください。

(関連規定) コミュニティ規則第 5 条第 1 項第 1 号

問 5 「発行者の財務状況」の審査とありますが、赤字企業であっても株主コミュニティ銘柄として取り扱うことはできますか。

答 5 赤字企業であることをもって、株主コミュニティ銘柄としてはならないとされるものではありません。発行者の事業計画の実現可能性等を踏まえ総合的に適当性を判断するものと考えます。

なお、赤字企業が発行する店頭有価証券を株主コミュニティ銘柄として取り扱う場合には、「当該株主コミュニティ銘柄に投資するに当たってのリスク」として契約締結前の情報提供の情報にその旨を含めて提供し、投資者に説明することが必要と考えられます。

(関連規定) コミュニティ規則第 5 条第 1 項第 2 号及び第 15 条第 1 項第 16 号

問 6 「発行者の財務状況」の審査において、設立後間もないので 1 期分の財務諸表もありますが、財務諸表は必要ですか。

答 6 少なくとも直前決算期を通じ、財務情報等を確認することが望ましいと考えられますが、財務諸表がないことをもって株主コミュニティ銘柄として取り扱ってはならないとされるものではありません。

なお、財務諸表がない発行者が発行する店頭有価証券を株主コミュニティ銘柄として取り扱う場合には、「当該株主コミュニティ銘柄に投資するに当たってのリスク」として契約締結前の情報提供の情報にその旨を含めて提供し、投資者に説明することが必要と考えられます。

(関連規定) コミュニティ規則第 5 条第 1 項第 2 号及び第 15 条第 1 項第 16 号

問 7 「発行者の財務状況」の審査とありますが、当該発行者が会計監査人の監査を受けていない場合、別途会計監査又はそれに準ずるようなレビュー手続を行う必要がありますか。

答 7 発行者の財務状況に対する会計監査人の監査については、法令で義務がある場合を除

き、コミュニティ規則上これを義務付けるものではありません。

なお、発行者が会計監査人の監査を受けていない場合には、契約締結前の情報提供の情報にその旨を含めて提供し投資者に説明することが求められます。

(関連規定) コミュニティ規則第5条第1項第2号及び第15条第1項第2号

問8 「発行者の法令遵守状況を含めた社会性」の審査とありますが、何を審査することが求められますか。

答8 株主コミュニティ銘柄として取り扱う店頭有価証券の発行者の事業内容については、運営会員が行う審査において個別に適当性を判断するものと考えます。

例えば、①違法性が認められる事業や公序良俗に反する事業を行っていないかどうか、②最近において重大な法令違反を犯しておらず、今後においても重大な法令違反となるおそれのある行為を行っていないかどうかについて審査することが考えられますが、これらに限られるものではありません。

参考となる具体的な審査項目や資料などについては、本 QA 別表の「【参考】株主コミュニティの審査方法等について」をご参照ください。

(関連規定) コミュニティ規則第5条第1項第3号

問9 「反社会的勢力への該当性等」の審査とありますが、何を審査することが求められますか。

答9 少なくとも、発行者及びその関係者が反社会的勢力に該当しないかを審査する必要があります。関係者とは、例えば、当該発行者と親子等の関係にある会社や当該発行者の役員に加え、当該発行者の主な取引先や主要株主などが考えられます。

その他に、発行者及びその関係者が、反社会的勢力との関係性（少なくとも、資本関係、人的関係、取引関係が考えられます。）を有していないかの審査が求められると考えられます。加えて、当該発行者において、反社会的勢力の排除のための仕組みの有無やその運用状況についても審査する必要があります。

参考となる具体的な審査項目や資料などについては、本 QA 別表の「【参考】株主コミュニティの審査方法等について」をご参照ください。

(関連規定) コミュニティ規則第5条第1項第4号

問 10 「当該運営会員と発行者との利害関係の状況」の審査とありますが、何を審査することが求められますか。

答 10 例えば、発行者と運営会員との間において、利益相反がないことを確認するため、資本関係、人的関係、取引関係等の有無が認められるかどうか、また、認められる場合はその内容を審査することが考えられます。

参考となる具体的な審査項目や資料などについては、本 QA 別表の「【参考】株主コミュニティの審査方法等について」をご参照ください。

(関連規定) コミュニティ規則第 5 条第 1 項第 5 号

問 11 「当該店頭有価証券に投資するに当たってのリスク」の審査とありますが、何を審査することが求められますか。

答 11 その銘柄固有のリスク等を審査する必要があります。

例えば、設備投資等の先行投資に見合った収益が計上できず、又は競合他社の存在等により事業計画通りに収益を計上できず、結果としてその発行する店頭有価証券の価格が当初購入金額を大きく下回ることによって、損失が発生するリスクがあることや、重大な事故又は法令違反行為等による発行者の主要事業に係る許認可の取消しに伴い、発行者の事業継続自体が不可能となることにより発行者が倒産するリスクやその発行する店頭有価証券が無価値となるリスクが考えられます。もちろん、それぞれの銘柄ごとの個別の状況に応じてリスク等を審査する必要があるため、これらに限られるものではありません。

参考となる具体的な審査項目や資料などについては、本 QA 別表の「【参考】株主コミュニティの審査方法等について」をご参照ください。

(関連規定) コミュニティ規則第 5 条第 1 項第 6 号

問 12 発行者の審査を行う際、専門的な知識が必要となる項目について、外部の専門家等の意見を参考にすることは可能ですか。

答 12 可能です。ただし、最終的な審査結果に対する責任は運営会員が負うことが前提となります。

(関連規定) コミュニティ規則第 5 条第 1 項及び第 8 条第 1 項

問 13 2022 年 10 月 26 日付会員通知「東海地区における株主コミュニティ制度の活性化について（名古屋証券取引所との連携）」（エ）2022 第 111 号）において、東海地区では名古屋証券取引所へ審査補助資料の作成を委託することが可能となっていますが、これはどのような制度でしょうか。

答 13 2022 年 10 月 26 日付会員通知「東海地区における株主コミュニティ制度の活性化について（名古屋証券取引所との連携）」（エ）2022 第 111 号）により、東海地区に所在する発行者（※）の発行する銘柄について新たに株主コミュニティでの取扱いを検討する運営会員は、当該銘柄及び発行者について株主コミュニティでの取扱いのための審査を行うにあたり、当該審査の補助資料である「調査結果レポート」の作成を名古屋証券取引所に委託することが可能となりました。

運営会員から発行者の調査について委託を受けた名古屋証券取引所は、発行者から提供を受けた資料等を基にコミュニティ規則に定める各審査項目（「発行者及びその行う事業の実在性」、「発行者の財務状況」、「発行者の法令遵守状況を含めた社会性」、「反社会的勢力との関係排除等について」の 4 項目）について調査を行い、その結果を取り纏めた「調査結果レポート」を当該運営会員に提供します。

当該運営会員は、名古屋証券取引所が作成した「調査結果レポート」を参考に審査を行うことができ、当該レポートの内容等について名古屋証券取引所及び発行者に確認しつつ、最終的な審査結果及び取扱いの可否の判断を行うこととなります。

（※）東海地区は、愛知県・岐阜県・静岡県・三重県の東海 4 県を指します。また、当面の間は東海地区の発行者を対象として想定しておりますが、今後、東海地区以外の発行者についてもニーズがあれば名古屋証券取引所において対応していただくことも考えられるところです。

問 14 株主コミュニティ銘柄に係る銘柄審査の結果は保存しなければならないですか。

答 14 銘柄審査については、当該審査の内容、当該審査の結果の判断に至る理由、当該審査の過程において把握した問題点等についての記録を作成し、当該審査を終了した日又は株主コミュニティを解散した日のうちいずれか遅い日から 5 年を経過する日までの間、これを保存しなければならないこととされています。

なお、株主コミュニティ銘柄の募集又は私募の取扱いが行われる場合には、当該募集等に関して審査した内容についても、同様に保存しなければならないこととされています。

（関連規定） コミュニティ規則第 5 条第 2 項及び第 8 条第 2 項

3. 株主コミュニティの組成について

問 15 同一の発行者が発行する複数の銘柄を運営会員として取り扱う場合、銘柄毎ではなく、発行者毎に株主コミュニティを組成しても問題ないですか。

答 15 株主コミュニティは、発行者が同一であったとしても、例えば普通株式と種類株式のように、銘柄が異なれば有価証券の内容やリスクが異なる可能性があり、別の株主コミュニティを組成することが適当と考えられることから、銘柄毎に組成することとされています。

(関連規定) コミュニティ規則第4条第2項

問 16 同一の銘柄について複数の会員等が株主コミュニティを組成することはできますか。

答 16 可能です。

問 17 同一の銘柄について複数の運営会員が株主コミュニティを運営している場合、いずれか一方の運営会員に参加している投資者は、参加していないもう一方の運営会員における株主コミュニティでも取引できますか。

答 17 同一銘柄について複数の運営会員が株主コミュニティを運営している場合であっても、一方の証券会社が他方の証券会社に注文を取り次ぐことはできません。

なお、投資者が、取引機会の増加を目的として、自らの参加の申出により、それぞれの証券会社が運営する株主コミュニティに参加することは考えられます。

(関連規定) コミュニティ規則第17条

4. 株主コミュニティに参加していない投資者への参加に関する勧誘及び情報提供について

問 18 運営会員が投資者に対して株主コミュニティへの参加に関する勧誘を行うことはできますか。

答 18 株主コミュニティへの参加は投資者の自己申告に基づくものとされており、原則として、運営会員から参加に関する勧誘を行うことはできません。ただし、次のいずれかに該当する者であることを確認することができれば、当該株主コミュニティへの参加に関する勧誘を行うことができます。

- ① 株主コミュニティ銘柄の保有者
- ② 発行者の役員・従業員
- ③ 発行者のグループ会社（被支配会社等又は関係会社）の役員・従業員
- ④ 発行者の取引関係者の役員・従業員
- ⑤ 上記①～④であった者
- ⑥ 発行者の役員・従業員又は発行者の役員・従業員であった者の配偶者又は二親等内の親族
- ⑦ 特定投資家

なお、①～⑥については、該当する個別の株主コミュニティ銘柄についてのみ参加に関する勧誘を行うことができます。

また、株主コミュニティ銘柄が店頭取扱有価証券（当該店頭取扱有価証券の発行者が会社内容説明書を作成している場合は、直近の会社内容説明書を不特定多数の者が閲覧できるウェブページに掲載している場合に限る）に該当する場合は、運営会員は上記①から⑦以外の者についても、当該株主コミュニティ銘柄に係る株主コミュニティへの参加に関する勧誘を行うことができます。この場合、運営会員はあらかじめ発行者と協議を行い、株主コミュニティの組成の目的に適した参加に関する勧誘の相手方となる顧客の属性を定め、当該顧客のみに参加に関する勧誘を行うこととされています。（答 27、28 参照。以下、上記①～⑦を含め、株主コミュニティへの参加に関する勧誘を行うことができる者を総じて「参加勧誘対象者」といいます。）

（関連規定） コミュニティ規則第 9 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項

問 19 投資者が参加勧誘対象者に該当するかどうかは、どのように確認すればよいでしょうか。

答 19 例えば、以下のような情報から確認を行うことが考えられます。ただし、投資者からの自己申告により確認を行う場合には、申告内容の正確性について留意が必要であり、申告事項の裏付けとなる資料等の徴求や発行者への照会による確認を検討することが適切です。

- ① 当該株主コミュニティ銘柄の保護預りの状況
- ② 顧客カードに記載された情報
- ③ 投資者からの自己申告

- ④ 発行者のウェブサイトや有価証券報告書等の公表情報
- ⑤ 発行者から提供を受けた資料

(関連規定) コミュニティ規則第9条第2項

問 20 ある銘柄の株主コミュニティの参加勧誘対象者に対して、他の銘柄の株主コミュニティへの参加に関する勧誘を行うことはできますか。

答 20 参加に関する勧誘が認められるかどうかは、個別の銘柄毎に判断する必要があります。
ある銘柄の株主コミュニティの参加勧誘対象者の要件(答18参照)に該当したとしても、他の銘柄の株主コミュニティの参加勧誘対象者の要件に該当しないのであれば、運営会員は、当該他の銘柄の株主コミュニティへの参加に関する勧誘を行うことはできません。
ただし、参加勧誘対象者が特定投資家の場合は、その運営会員が組成する個別の銘柄毎ではなく、全銘柄について参加に関する勧誘を行うことができます。(答18参照)

(関連規定) コミュニティ規則第9条第2項及び第3項

問 21 株主コミュニティへの参加に関する勧誘が認められている発行者の役員・従業員の範囲はどのようなものでしょうか。

答 21 例えば、取締役、会計参与、監査役、執行役や、顧問、相談役、従業員が含まれます。

(関連規定) コミュニティ規則第9条第2項第2号

問 22 株主コミュニティへの参加に関する勧誘が認められている発行者の被支配会社等又は関係会社の役員・従業員の範囲はどのようなものでしょうか。

答 22 持株会の対象範囲とされている会社である被支配会社(会社法上の子会社)の役員・従業員又は関係会社の役員・従業員が該当します。

(関連規定) 定義府令第6条第3項及び第7条第2項、コミュニティ規則第9条第2項第5号

問 23 自らが運営会員となっている株主コミュニティについて、メールマガジンやダイレクトメール、チラシ、ポスターなどにより周知することは可能ですか。

答 23 コミュニティ規則第 12 条第 1 項及び第 2 項に規定される情報（答 26 参照）の範囲であれば、各種媒体を通じて株主コミュニティの組成や運営について周知することは可能です。このとき、参加手続に関する問合せ先を併記することも問題ありません。

株主コミュニティへの参加を促す文言を記載できるのは、周知媒体の宛先又は閲覧者が当該株主コミュニティの参加者及び参加勧誘対象者のみである場合に限られます。

また、コミュニティ規則第 16 条の 3 の規定に基づき少人数私募の取扱いを行う場合には、これらの周知媒体を通じた投資勧誘を行うこともできます（勧誘の相手方が 49 名以下となる周知媒体に限ります。）。

なお、これらの場合に当てはまらないときは、周知媒体に参加を促す文言や取引を勧誘するような文言は記載しないようにする必要があります。

（関連規定） コミュニティ規則第 9 条第 2 項及び第 3 項、第 12 条第 1 項及び第 2 項、第 16 条並びに第 16 条の 3

問 24 株主コミュニティ銘柄の発行者自らが株主コミュニティの組成について周知したり、株主コミュニティへの参加を促すことは可能ですか。

答 24 発行者による周知や参加を促す行為は規則上妨げられておりません。

仮に、発行者から上記の質問を受けた場合は、前述のとおり回答することができます。

（関連規定） コミュニティ規則第 9 条第 2 項及び第 3 項、第 12 条及び第 16 条

問 25 運営会員がセミナーや各種イベントで株主コミュニティに関する制度説明を行ったり、個別銘柄への参加に関する勧誘を行うことはできますか。

答 25 特定の株主コミュニティ銘柄の参加勧誘対象者のみが集まるイベントであれば、株主コミュニティの制度説明などに加え、当該株主コミュニティへの参加に関する勧誘を行うことが可能です。また、コミュニティ規則第 16 条の 3 の規定に基づき少人数私募の取扱いを行う場合には、このようなイベントにおいて、直接投資勧誘を行うことができます（勧誘の相手方が 49 名以下である場合に限りします。）。

これら以外の投資者が集まるイベントでは、参加に関する勧誘を行うことはできませんが、株主コミュニティの制度説明やコミュニティ規則第 12 条第 1 項及び第 2 項に規定される情報の提供のみに限られるのであれば、単なる情報提供の範囲を逸脱するもので

はないと考えられます。

また、当該イベントにおいて投資者から質問を受けた場合でも、コミュニティ規則第12条第3項第3号に規定される情報提供の範囲内であれば、その場で回答することが可能です。

なお、投資者が株主コミュニティに参加していない場合は一部例外（答40参照）を除き、原則として投資勧誘を行うことはできませんので、取引を勧誘するような発言を行わないように注意する必要があります。

（関連規定） コミュニティ規則第9条第2項及び第3項、第12条、第16条及び第16条の3

問 26 運営会員は、株主コミュニティに参加していない投資者に対して、自社で運営会員として取り扱う株主コミュニティについてどのような情報を知らせることができますか。

答 26 運営会員は、その運営する株主コミュニティに関し、株主コミュニティに参加していない投資者も閲覧することができるよう、コミュニティ規則第12条第1項に規定される次の事項を公表しなければならないこととされています。

- ① 銘柄名
- ② 発行者が会社情報を掲載するウェブサイトのURL（ウェブサイトがない場合は、代表電話番号）
- ③ 株主に対する特典
- ④ 募集若しくは売出しの取扱い又は売出しを行っている場合は、その旨及び申込期間
- ⑤ 株主コミュニティ銘柄が店頭取扱有価証券に該当する場合における当該株主コミュニティ銘柄の参加に関する勧誘の相手方となる顧客の属性

これにより、投資者は運営会員が取り扱っている株主コミュニティ銘柄の情報を知ることができます。

また、上記の事項に加え、コミュニティ規則第12条第2項に規定される次の事項を公表することができます。これらの事項は、当該事項を確認した日と確認元について併せて公表する必要があります。

- ① 発行者の業種
- ② 発行者の本店所在地
- ③ 発行者の事業概要
- ④ 発行者の有価証券報告書の提出義務の有無

さらに、株主コミュニティ制度の仕組みについても、株主コミュニティの非参加者を
含む全ての投資者に対して説明することができます。

上記以外の情報を提供する場合は、投資者からの求めがあったときに限り、次に掲げ
る情報（コミュニティ規則第 12 条第 3 項第 3 号に規定される情報）を提供することがで
きます。

- ① 当該株主コミュニティ銘柄の発行者が公告した若しくは公衆の縦覧に供している
情報又は不特定多数の者が閲覧できるウェブページに掲載している情報
- ② 当該株主コミュニティ銘柄の発行者が、当該株主コミュニティ銘柄に係る株主コ
ミュニティの参加者以外の者へ提供することに同意した情報
- ③ 当該株主コミュニティ銘柄の約定に関する情報

ただし、株主コミュニティへの参加を促す表現や取引を勧誘するような表現は用いず、
単なる情報提供の範囲に留める必要があります。また、提供する情報の正確性にも細心
の注意を払う必要があります。

なお、運営会員は、株主コミュニティに参加の申出を行った方に対してコミュニティ
規則第 9 条第 4 項の規定に基づき次の情報を提供しなければならないこととされていま
す。

- ① 事業年度、定時株主総会の時期及び定時株主総会の議決権の基準日等の株主コ
ミュニティ銘柄の発行者に関する基本的な情報
- ② 当該銘柄の会社情報を確認するための方法

いずれの場合であっても、株主コミュニティに参加していない投資者に対しては、一
部例外（答 40 参照）を除き、原則として株主コミュニティ銘柄の投資勧誘を行うことは
できません。

（関連規定） 金商業等府令第 117 条第 1 項第 2 号、コミュニティ規則第 9 条第 2 項、第 3 項及
び第 4 項、第 12 条並びに第 16 条

問 27 株主コミュニティ銘柄が店頭取扱有価証券に該当する場合であって、コミュニ
ティ規則第 9 条第 2 項各号に掲げる者以外の者に対しても参加に関する勧誘を行おう
とすると、運営会員は、当該株主コミュニティ銘柄の発行者と協議のうえ、あらか
じめ株主コミュニティの組成の目的に適した勧誘の相手方となる顧客の属性を定め、
当該顧客のみに参加に関する勧誘を行うこととありますが、発行者との間で具体的に
何を協議するのでしょうか。

答 27 株主コミュニティ銘柄の発行者との間において、株主コミュニティ制度を利用する目
的について協議を行っていただく必要があります。例えば、自社の株式を拡散せずに、

株主を地域の顧客のみに限定するために本制度を利用するといった目的や事業承継により分散した株式を集約するための目的、あるいはベンチャーキャピタルなどによるエグジット目的で短期間に限り本制度を利用するといった目的、更には、上場廃止銘柄の場合に、売却限定で本制度を利用するといった目的など、本制度を利用する発行者の意向を踏まえ、参加勧誘対象者を限定のうえ、株主コミュニティへの参加に関する勧誘を当該参加勧誘対象者に対してのみ行うことが求められます。(答 36 参照)

(関連規定) コミュニティ規則第 9 条第 3 項

問 28 株主コミュニティ銘柄が店頭取扱有価証券に該当する場合で、当該株主コミュニティ銘柄の発行者が会社内容説明書を作成している場合に、当該株主コミュニティ銘柄の株主コミュニティの組成の目的に適した勧誘の相手方となる顧客に対する参加に関する勧誘が認められる要件は何でしょうか。

答 28 株主コミュニティ銘柄の発行者が会社内容説明書を作成している場合において、当該株主コミュニティ銘柄への参加に関する勧誘が認められる要件は、当該会社内容説明書に係る事業年度の末日を経過した日から 3 か月以内に当該会社内容説明書を作成して運営会員に提供する（発行者が災害などやむを得ない理由により 3 か月以内に会社内容説明書を作成できない場合は、作成後遅滞なく提供する）とともに、当該会社内容説明書を不特定多数の者が閲覧できるウェブページに掲載していることとなっています。

(関連規定) コミュニティ規則第 9 条第 3 項及び第 13 条第 2 号

問 29 運営会員が公表できる株主コミュニティ銘柄に関する情報として、「事業概要」がありますが、具体的にはどのような情報ですか。

答 29 具体的には、一般的な会社情報誌に記載のある会社概要程度の情報内容及び情報量を想定しています。

(関連規定) コミュニティ規則第 12 条第 2 項第 3 号

問 30 運営会員が、株主コミュニティ銘柄の保有者や発行者の役員・従業員などの参加勧誘対象者に対して当該株主コミュニティへの参加に関する勧誘を行う際、提供できる情報に制限はありますか。

答 30 株主コミュニティ制度の仕組みの説明や、コミュニティ規則第 12 条第 1 項及び第 2

項に規定される情報を提供することができます。

また、参加勧誘対象者から情報提供の求めがあった場合は、コミュニティ規則第 12 条第 3 項第 3 号に基づく情報の提供を行うことができます。

さらに、コミュニティ規則第 16 条の 3 の規定に基づき少数私募の取扱いを行う場合には、参加勧誘対象者を参加者とみなして、参加者と同等の情報提供を行うことができます。

なお、当該対象者から株主コミュニティへの参加の申出があった場合は、コミュニティ規則第 9 条第 4 項に基づき、株主コミュニティ銘柄の発行者に関する基本的な情報等を提供する必要があります。

(コミュニティ規則の各規定に基づく情報の内容は答 26 参照)

(関連規定) コミュニティ規則第 9 条第 2 項、第 3 項及び第 4 項、第 12 条、第 16 条並びに第 16 条の 3

問 31 株主コミュニティに参加していない投資者から株主コミュニティ銘柄に関する情報の提供を求められた場合に運営会員から提供できる情報として、「株主コミュニティ銘柄の発行者が公告した若しくは公衆の縦覧に供している情報又は不特定多数の者が閲覧できるウェブページに掲載している情報」、「株主コミュニティ銘柄の発行者が、当該株主コミュニティ銘柄に係る株主コミュニティの参加者以外の者へ提供することに同意した情報」とありますが、具体的にはどのような情報ですか。

答 31 前者については、株主コミュニティに参加していない投資者でも容易に取得できる情報を想定しています。具体的には、発行者が公告した若しくは公衆の縦覧に供している情報としては決算公告や有価証券報告書等が挙げられ、不特定多数の者が閲覧できるウェブページに掲載している情報としては発行者のウェブサイトに掲載している全ての情報が挙げられます。

また、後者については、前者に該当しないものの、発行者が非参加者への情報提供に同意した情報であり、例えば、発行者が作成した会社案内や製品・サービスのパンフレット等を想定しております。

一般論として、発行者の営業上の秘密や、運営会員が審査のために取得した機密情報など発行者による外部提供の同意が得られない情報は含まれません。

なお、情報の提供に当たっては、その正確性に細心の注意を払うとともに、原則として、株主コミュニティへの参加に関する勧誘や投資勧誘に発展しないよう注意する必要があります。

(関連規定) 金商業等府令第 117 条第 1 項第 2 号、コミュニティ規則第 12 条第 3 項第 3 号イ及びロ

問 32 「株主コミュニティ銘柄の発行者が、当該株主コミュニティ銘柄に係る株主コミュニティの参加者以外の者へ提供することに同意した情報」とありますが、どのような方法で同意を得ればよいでしょうか。

答 32 発行者に対して同意を得るための方法については特段限定しておらず、口頭による同意でも問題ありません。ただし、口頭による同意の場合には、証拠として何らかの記録を残すなどの対応が適切です。

(関連規定) コミュニティ規則第 12 条第 3 項第 3 号ロ

問 33 株主コミュニティに参加していない投資者から株主コミュニティ銘柄に関する情報の提供を求められた場合に運営会員から提供できる情報として、「約定に関する情報」とありますが、本協会から公表されていない直近の約定情報についても提供してよいのでしょうか。

答 33 既に成立した約定に関する情報であり、最終的に本協会から公表される情報であれば、投資者の求めに応じて提供することができます。

なお、約定が成立していない売買の注文に関する情報は、将来的な売買の期待値を提供することにもなりかねず、勧誘に該当する可能性がありますので、株主コミュニティに参加していない投資者に対しては、求められた場合でも当該情報を提供することはできません。

(関連規定) コミュニティ規則第 12 条第 3 項第 3 号ハ

問 34 株主コミュニティに参加していない投資者から株主コミュニティ銘柄に関する情報の提供を求められた場合、情報の内容について個別具体的に資料名や情報名を投資者から指定されなければ情報提供を行うことはできませんか。

答 34 投資者から提供を依頼された情報の内容が個別具体的なものではなく、抽象的なものであっても、提供しようとする情報がコミュニティ規則で認められた範囲（答 26 参照）を逸脱するものでなければ、運営会員の判断で情報を選別して提供することは可能です。

(関連規定) コミュニティ規則第 9 条第 2 項、第 3 項及び第 4 項、第 12 条並びに第 16 条

5. 株主コミュニティの参加手続及び取引について

問 35 株主コミュニティに参加することができる投資者の要件はどのようなものですか。

答 35 投資者が株主コミュニティを運営する運営会員に対して参加の申出を行い、必要な参加手続を経て参加することができます。

なお、株主コミュニティの参加者の中心的な層として想定されるのは、発行者の役員・従業員若しくはその親族、株主又は継続的な取引先といった発行者の関係者のほか、新規成長企業等への資金供給により成長を支援する意向のある投資者や、地域に根差した企業等発行者の財・サービスの提供を受けている（又は受けようとする）ことから株主優待を期待する方等といった株主コミュニティ銘柄を取引する意向のある方が考えられます。

また、株主コミュニティ銘柄の取引に当たっては、運営会員各社が定める取引開始基準に適合した投資者との間で取引を行うことが求められるとともに、適合性の原則に照らして、取引の内容について適切に判断することが求められています。

（関連規定） コミュニティ規則第9条第1項、第2項及び第3項並びに投資勧誘規則第6条第1項第9号及び第2項

問 36 株主コミュニティの投資者の参加要件を運営会員独自に設定したり、銘柄毎に投資者の参加要件を変えることは可能ですか。また、既存株主とそれ以外で異なる要件を設けることは可能ですか。

答 36 運営会員において独自の参加要件を設けたり、銘柄毎に異なる参加要件を設けることは可能です。例えば、特定地域の居住者や特定の支店での口座開設者に限定したり、顧客属性を限定することもできます。

さらに、株式の集約や事業承継など、特定の目的のために組成した株主コミュニティにおいて、その株主コミュニティの目的に沿った投資意向を持つ顧客に参加を限定したり、売り買いどちらか一方に限定して参加を認めるといった活用方法も考えられます。

（関連規定） コミュニティ規則第9条第3項及び第25条第1項第2号

問 37 株主コミュニティへの参加手続の際、発行者に事前に投資者の情報を提供し、発行者が認めた投資者に限って株主コミュニティへの参加を認めることは可能ですか。

答 37 必ずしも否定されるものではありませんが、投資者に対して事前に当該取扱いに関する説明を適切に行うこと、また、発行者へ投資者の個人情報を提供する場合は、「個人情報の保護に関する法律」上問題のない取扱いを行うことが前提となります。

(関連規定) 個人情報の保護に関する法律

問 38 投資者が株主コミュニティ銘柄の売却を希望していますが、1度限りの売却であったとしても株主コミュニティに参加しなければならないですか。

答 38 投資者が株主コミュニティ銘柄の売却を希望する場合は、当該株主コミュニティへの参加手続きを要せずに売却することが可能です。

(関連規定) コミュニティ規則第9条、第11条、第16条の3第2項及び第3項並びに第17条

問 39 特定投資家（プロの投資者）であっても株主コミュニティに参加しなければならないですか。

答 39 投資者が運営会員を通じて株主コミュニティ銘柄の取引を行う場合には、原則として、投資者の属性に関わらず、株主コミュニティに参加していただく必要があります。

ただし、証券会社が、店頭有価証券規則第3条の2に基づく経営権の移転等に係る取引や同規則第4条に基づく適格機関投資家私募及び同規則第4条の2に基づく少数私募等を行う場合には、株主コミュニティに参加していただく必要はありません。

なお、投資者が特定投資家である場合には、当該運営会員が組成する株主コミュニティ銘柄全銘柄について参加に関する勧誘を行うことができます。(答18参照)

(関連規定) コミュニティ規則第9条及び第17条並びに店頭有価証券規則第3条の2、第4条及び第4条の2

問 40 株主コミュニティ銘柄について投資勧誘を行うことができるのはどのような投資者でしょうか。

答 40 原則としては、当該株主コミュニティ銘柄に係る株主コミュニティの参加者のみに限り、投資勧誘を行うことが可能です。株主コミュニティ銘柄の取引に当たっては、運営会員各社が定める取引開始基準に適合した投資者との間で取引を行うことが求められるとともに、適合性の原則に照らして、取引の内容について適切に判断することが求められています。

例外としては、以下の場合において、参加者以外の者に対する株主コミュニティ銘柄の投資勧誘を行うことができます。

- ① コミュニティ規則第 16 条の 3 の規定に基づき、参加勧誘対象者に対し、株主コミュニティへ参加することを取得の条件として、少人数私募の取扱いを行う場合（答 56 参照）
- ② コミュニティ規則第 16 条の 3 の規定に基づき、第 9 条第 2 項第 1 号から第 6 号までのいずれかに該当する会社関係者等に対し、株主コミュニティへ参加することを当該株主コミュニティ銘柄の取得の条件として（ただし、第 16 条の 3 第 2 項に定める場合は株主コミュニティへの参加を要しない。）、投資勧誘を行う場合
- ③ コミュニティ規則第 9 章に規定する上場廃止銘柄の特例により投資勧誘を行う場合（答 64 参照）
- ④ 店頭有価証券規則第 3 条の 2 に規定する「経営権の移転等を目的とした店頭有価証券の取引に係る投資勧誘」、同規則第 4 条に規定する「店頭有価証券の適格機関投資家に対する投資勧誘」又は同規則第 4 条の 2 に規定する「企業価値評価等が可能な投資家に対する店頭有価証券の投資勧誘」を行う場合

（関連規定） コミュニティ規則第 16 条、第 16 条の 3 及び第 32 条、店頭有価証券規則第 3 条の 2、第 4 条及び第 4 条の 2 並びに投資勧誘規則第 6 条第 1 項第 9 号及び第 2 項

問 41 確認書はどのタイミングで徴求すればよいですか。

答 41 投資者が、運営会員が運営する株主コミュニティに初めて参加するときに、徴求する必要があります。

なお、その後、同一の投資者が、同一の運営会員が運営する他の銘柄の株主コミュニティに参加するときには、改めて確認書を徴求することは求められていません。

（関連規定） コミュニティ規則第 10 条

問 42 契約締結前の情報提供の情報は、参加者に対して全銘柄共通のものを一年に一度提供すればよいですか。

答 42 株主コミュニティ銘柄の取引は、非上場の有価証券の取引であり、各投資者における取引の頻度は相当程度少ないことが想定されます。このため、原則として、当該取引の都度、個別銘柄ごとの契約締結前の情報提供を行い、その内容について説明することが適当であると考えられます。

なお、株主コミュニティ銘柄の契約締結前の情報提供の情報についても、金商業等府令第 80 条の規定が適用されますので、以下の場合には当該銘柄に関する契約締結前の情報提供は要しません。

- ・ 売買等の前 1 年以内に当該銘柄の契約締結前の情報提供を行っている場合（同条第 1 項第 1 号）
- ・ 当該銘柄に係る契約締結前の情報提供後 1 年以内に当該銘柄の売買等を行った場合（その売買等契約締結時に契約締結前の情報提供を行ったものとみなす）（同条第 2 項）

これを踏まえて、各社において提供方法を定め適切に運用してください。

（関連規定） 金商法第 37 条の 3、金商業等府令第 80 条第 1 項第 1 号及び第 2 項、コミュニティ規則第 15 条

6. 株主コミュニティの参加者に対する情報の提供について

問 43 運営会員は、参加者に会社情報を提供するために、株主コミュニティ銘柄の発行者に関する情報をどのような方法により取得することが考えられますか。

答 43 発行者に関する情報は、運営会員が当該発行者から直接取得することが最も確実な方法と考えられますが、当該発行者のウェブサイトや E D I N E T に掲載されている場合には、それらを利用することも考えられます。

なお、運営会員は、当該情報を取得した場合には、参加者に対して提供し又は参加者が閲覧できるような措置を講ずることが求められています。

（関連規定） コミュニティ規則第 13 条及び第 14 条

問 44 株主コミュニティ銘柄の発行者に関する情報のうち、参加者のみに提供すべき情報についてはどのように提供すればよいですか。

答 44 電子メールによる送付、郵送、手交、参加者のみが閲覧可能なウェブサイトにおける公開等が考えられます。

なお、いずれの方法であっても、当該情報を、運営会員が参加者以外の方に閲覧させた

り、電子メールを送信したりすることのないよう措置する必要があります。

(関連規定) コミュニティ規則第 12 条第 3 項及び第 14 条

問 45 株主コミュニティの参加者に対して提供しなければならない発行者に関する情報のうち、法令で作成が求められていないものについてはどのような様式で提供すればよいですか。

答 45 有価証券届出書等を作成していない発行者は、参加者に対する発行者情報の提供の充実の観点から、少なくとも、次の情報を作成し、参加者に提供することが求められています。

- ① 事業等のリスク
- ② 提出会社の株式事務の概要
- ③ 会社法に基づく事業報告及び計算書類（会社法上の公開会社でない会社は、公開会社が作成するものと同等の事業報告及び計算書類）
- ④ 募集若しくは売出しの取扱い又は売出しを行う場合は、証券情報

本協会では、いずれも記載様式は定めていませんが、①、②及び④については、開示府令第二号様式及び第三号様式において記載上の注意及び様式が定められています。

なお、会社内容説明書を作成する発行者については、①から③までの情報を作成・提供する必要はありません。また、これらの情報については必ずしも一体として交付する必要はありません。

(関連規定) 開示府令第二号様式及び第三号様式、コミュニティ規則第 13 条及び第 14 条

問 46 参加者に対して提供する情報のうち、規則で明示的に規定されていない情報については必ずしも発行者からタイムリーに取得できない可能性があります、その場合には、取得後、遅滞なく提供することで問題ないですか。

答 46 規則で明示的に規定されている情報以外のもので、運営会員が必要と認める情報については、当該情報の発生後遅滞なく取得したうえで提供することが求められています。これは、株主コミュニティ銘柄については、上場銘柄のような適時開示は求められていませんが、運営会員において投資者の投資判断上必要と認める情報については、適時適切に提供される必要があるものと考えられるためです。

なお、例えば、運営会員において必要と認める情報を発行者からタイムリーに取得できるように、必要な情報の提供について、運営会員と発行者との間であらかじめ約しておくこと等も考えられます。

(関連規定) コミュニティ規則第 13 条及び第 14 条

7. 株主コミュニティ銘柄について

問 47 コミュニティ規則第 1 条において「流通性が制限される株主コミュニティ銘柄」とありますが、どのような意味ですか。

答 47 株主コミュニティ制度は、投資勧誘や取引の対象について、当該銘柄に係る株主コミュニティの参加者に限定し、一定の取引・換金の機会を提供するに足りる程度の流通性に限定することにより、金商法上のインサイダー取引規制等の適用除外とされています。

(関連規定) 金商法第 67 条の 18 第 4 号、金商法第 67 条の 18 第 4 号告示、コミュニティ規則第 1 条

問 48 株主コミュニティ銘柄に係る株券（券面）は、上場銘柄と同じように不発行になりますか。

答 48 株主コミュニティ銘柄に係る株券（券面）を発行するかどうかは、コミュニティ規則上特段の定めはなく、発行者が定めるところによりますので、銘柄によって異なります。

なお、株券（券面）が発行されている銘柄については、運営会員は、投資者からの持込み株券（券面）の受入れに当たり、真贋確認を行う必要があると考えられます。また、個別の銘柄に係る株式事務等の株主管理に関する事項については、契約締結前の情報提供の情報にその旨を含めて提供し、投資者に説明することが求められています。

(関連規定) コミュニティ規則第 15 条第 1 項第 8 号

8. 株主コミュニティ銘柄の店頭取引及び募集等の取扱い等について

問 49 株主コミュニティ銘柄の店頭取引について、取引時間は定められていますか。

答 49 株主コミュニティ銘柄の店頭取引について、コミュニティ規則上、取引時間は定められていません。運営会員において、任意で取引時間を設ける場合は、社内規則に定めるとともに取扱要領に記載し公表することが考えられます。

問 50 株主コミュニティ銘柄の店頭取引に係る店頭有価証券の受渡しはどのように行えばよいですか。

答 50 株主コミュニティ銘柄の店頭取引に係る店頭有価証券の受渡しについては、コミュニティ規則上、特段の定めはありません。運営会員各社は、社内規則において必要事項を定めるとともに、取扱要領に記載し公表することとされています。

(関連規定) コミュニティ規則第 25 条第 1 項第 8 号

問 51 株主コミュニティ銘柄にはインサイダー取引規制が適用されますか。また、それ以外の不公正取引規制についてはどのようなものが適用されますか。

答 51 株主コミュニティ銘柄の店頭取引については、インサイダー取引規制の適用は受けません。ただし、例えば、金商法第 157 条や第 158 条の不正行為や風説の流布等の禁止規定が適用されるほか、コミュニティ規則により、偽装売買等についても禁止されています。

(関連規定) 金商法第 67 条の 18 第 4 号、第 157 条及び 158 条、金商法第 67 条の 18 第 4 号告示並びにコミュニティ規則第 18 条から第 24 条まで

問 52 株主コミュニティは、流通取引のみではなく資金調達等にも利用できますか。

答 52 株主コミュニティ銘柄については、募集等の取扱い等による資金調達等を行うことも可能です。

株主コミュニティ制度を利用して募集、売出し若しくは私売出しの取扱い又は売出し若しくは私売出しを行う場合は、原則として、流通取引と同様に、株主コミュニティの参加者のみを対象として、情報提供及び投資勧誘を行うことができます。

例外として、株主コミュニティ制度を利用して私募の取扱いを行う場合には、株主コミュニティへの参加者だけでなく、参加勧誘対象者への情報提供及び投資勧誘も行うことができます(答 56 参照)。

また、募集若しくは売出しの取扱い又は売出しを行っている場合は、株主コミュニティに参加していない投資者も閲覧することができるよう、その旨及び申込期間を公表することとされています。

(関連規定) コミュニティ規則第 12 条第 1 項第 4 号及び第 16 条

問 53 私募等の取扱い等に当たって全参加者の中から勧誘対象者を限定する場合、どのような対応が求められますか。

答 53 私募等の取扱い等を行う意向のある運営会員において、勧誘対象者を限定する可能性がある場合には、事前に勧誘対象者の選定方針を取扱要領等に記載しておくことが考えられます。

(関連規定) コミュニティ規則第 16 条の 2

問 54 株主コミュニティ銘柄の私募等の取扱い等を行う場合には、どのような情報を提供する必要がありますか。

答 54 運営会員は、株主コミュニティ銘柄の私募等の取扱い等を行う場合には、証券情報を取得し、投資勧誘の相手方となる参加者に提供する必要があります（証券情報の様式については、開示府令第二号様式において記載上の注意及び様式が定められています。）。

また、私募等の取扱い等を行った場合には、終了後遅滞なく、当該株主コミュニティ銘柄の参加者に対し、私募等の取扱い等が行われた旨の情報を提供し、又は参加者が閲覧することができる状態に置かなければなりません。

(関連規定) 開示府令第二号様式及びコミュニティ規則第 16 条の 2 第 1 項

問 55 私募等の取扱い等を行っているときに、私募等の取扱い等の勧誘対象者以外の参加者からセカンダリーの注文を受ける場合、どのように対応すべきですか。

答 55 運営会員は、当該参加者の投資判断や取引価格の判断に影響を及ぼす可能性を踏まえ、当該参加者に対して、「他の投資者を対象とした私募等の取扱い等が行われている旨」を説明する必要があります。

(関連規定) コミュニティ規則第 16 条の 2 第 2 項

問 56 株主コミュニティへの参加者以外の者から資金調達を行いたいと考えていますが、株主コミュニティに参加してもらった後に、投資勧誘を行わなければなりませんか。

答 56 参加勧誘対象者に対して少人数私募の取扱いを行う場合であれば、運営会員は、当該者が株主コミュニティに参加していなくても、当該者に対して投資勧誘を行うことができます。ただし、当該株主コミュニティへの参加を当該株主コミュニティ銘柄の取得の条件としている場合に限りです。

なお、この場合は当該投資者を参加者とみなし、参加者と同等の情報提供が可能となりますが、確認書及び契約締結前の情報提供の取扱いについても参加者と同等の対応が求められることになります。

また、少人数私募の取扱い後の当該銘柄に係る店頭取引については、当該投資者が株主コミュニティに参加した後に行う必要があります。

(関連規定) コミュニティ規則第 16 条の 3 及び第 17 条

問 57 募集又は私募の取扱いにおける「発行者の事業計画の妥当性」の審査とありますが、何を審査することが求められますか。

答 57 事業計画の妥当性については、個別の事業の性質にもよりますが、例えば、経営方針、基本戦略、販売計画、利益計画、資金計画等に加え、事業計画の実現可能性について審査することが考えられます。もちろん、それぞれの銘柄ごとの個別の状況に応じてリスク等を審査する必要があるため、これらに限られるものではありません。

(関連規定) コミュニティ規則第 8 条第 1 項

問 58 株式投資型クラウドファンディング業務において取り扱っている店頭有価証券は、株主コミュニティにおいて募集等の取扱い等を行ってもよいですか。

答 58 同一の会員等において、同一の店頭有価証券について、株式投資型クラウドファンディング業務により取り扱われている店頭有価証券について株主コミュニティを組成し、当該銘柄の募集等の取扱い等を行うことは禁止されています。

(関連規定) コミュニティ規則第 3 条及び付則第 2 項

問 59 株主コミュニティ銘柄の募集等の取扱いを行う場合において、資金調達額の上限はありますか。

答 59 株主コミュニティ銘柄の募集又は私募の取扱いを行う場合における資金調達額の上限は

限はありません。

なお、運営会員は、当該募集等の取扱いを行う際に、発行者の事業計画の妥当性、当該募集等の取扱いにより調達する資金の使途の妥当性等について審査を行うこととされています。

また、例えば、発行者が1億円以上の募集を行う場合には有価証券届出書の提出を要する等、金商法に基づく開示規制に留意する必要があります。

(関連規定) コミュニティ規則第8条

問 60 株主コミュニティ銘柄の募集等の取扱いについて、株式投資型クラウドファンディング業務のように自社のウェブサイトを利用して行うことはできますか。

答 60 ウェブサイトを通じて株主コミュニティ銘柄の募集、私募、売出し又は特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いを行う行為は、金商法上の電子募集取扱業務に該当するため、運営会員は、あらかじめ、電子募集取扱業務を行う旨の変更登録を受ける必要があります。なお、当該変更登録を受ける場合、必要な業務管理体制を整備することが求められています。

本協会の規則により、株主コミュニティ銘柄に係る株主コミュニティの参加者以外の投資者の方に対し、運営会員が当該銘柄の募集等に関する情報を提供することは原則として禁止されていますので、当該募集等の取扱いは、不特定多数の者が閲覧することができるウェブサイトを通じてではなく、当該参加者のみが閲覧可能なウェブサイトを通じて行う必要があります。

また、運営会員は、当該募集等の取扱いを行う場合には、当該募集等に関する情報、並びに当該募集等に係る株主コミュニティ銘柄及びその発行者に関する情報について、当該募集等の取扱いを行っている期間中、当該参加者のみが閲覧可能なウェブサイトにおいて表示するとともに、契約締結前の情報提供の情報にその旨を含めて提供することなどが求められていますので、ご注意ください。

(関連規定) 金商法第29条の2第1項第6号、第31条、第35条の3及び第43条の5、金商業等府令第70条の2第2項及び第146条の2、金商業等府令改府令附則第2条及び第3条、金融庁パブコメ回答 No. 51～53、コミュニティ規則第12条第2項

問 61 株主コミュニティにおいて募集等の取扱い等を行った場合、配分についてはどのような規制が適用されますか。

答 61 募集若しくは売出しの取扱い又は売出しを行った場合（売出しの取扱い及び売出しは

いずれも目論見書を作成するものに限りです。) には、「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」が適用されます。

(関連規定) 「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分等に関する規則」第1条

問 62 未発行の株主コミュニティ銘柄の店頭取引はどのような場合に行うことができますか。

答 62 2025 年 3 月 28 日に公布された金融商品取引法第百六十一条の二に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令の一部改正、同年 4 月 10 日のコミュニティ規則改正により、一部の要件を満たす取引については未発行の株主コミュニティ銘柄であっても、店頭取引が行えることとなりました。具体的な要件としては、①新株予約権の目的となる株式の売買の媒介であること、②新株予約権の目的となる株式が非上場株式（店頭売買有価証券を除く。）であること、③新株予約権の権利行使期間の初日が到来していることが求められます。

(関連規定) 金融商品取引法第百六十一条の二に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令第1条第2項、コミュニティ規則第24条第3項

9. 本協会への手続・報告について

問 63 株主コミュニティを組成したいと考えていますが、必要な手続について教えてください。

答 63 株主コミュニティを組成するためには、本協会より運営会員としての指定を受ける必要があります。この指定は、銘柄毎に行うものではなく、会員等毎に行うものですので、既に本協会から株主コミュニティの運営会員としての指定を受けている運営会員は、新たに別の株主コミュニティを組成する場合に再度指定を受ける必要はありません。

指定に当たっては、株主コミュニティを組成する 15 営業日前までに届出を行い、運営会員指定届出書、取扱要領、運営会員による宣誓書等を提出する必要があります。

なお、運営会員は、必要な事項について社内規則を定め、体制を整備するとともに、社内規則に基づき、取扱要領を作成・公表する必要があります。

(関連規定) コミュニティ規則第4条第1項、第25条及び第26条

問 64 株主コミュニティを組成した場合には、その状況について報告する必要がありますか。

答 64 株主コミュニティの取扱状況については、店頭取引の状況及び募集等の取扱い等の状況を、所定の様式により、毎週 1 回、本協会に報告する必要があります。

ただし、株主コミュニティ銘柄であっても、コミュニティ規則に基づく投資勧誘ではなく、店頭有価証券規則 3 条の 2、4 条又は 4 条の 2 に基づく投資勧誘の結果として行われる取引については、店頭有価証券規則におけるそれぞれの規定に基づき本協会に報告することが求められますので、株主コミュニティの取扱状況として報告する必要はありません。

(関連規定) コミュニティ規則第 29 条、店頭有価証券規則第 3 条の 2 第 7 項、第 4 条第 4 項及び第 4 条の 2 第 4 項

10. 上場廃止銘柄の取次ぎ等に係る特例について

問 65 上場廃止銘柄の取次ぎ等に係る特例とは、どのようなものですか。

答 65 株主コミュニティ制度では、証券会社が自ら運営会員となって株主コミュニティを組成する必要がありますが、同制度は上場廃止銘柄の受け皿の機能としての役割も有していることから、一定の要件を満たす上場廃止銘柄については、運営会員ではない証券会社であっても、運営会員への取次ぎ等（売買又は売買の媒介、取次ぎ若しくは代理をいいます。以下同じ。）を行うことを前提として、顧客による売付けに係る投資勧誘を行うことが認められています。この場合には、運営会員ではない証券会社の顧客は、株主コミュニティに参加せずとも、当該上場廃止銘柄の売付けに係る投資勧誘を受けることができます。

(関連規定) コミュニティ規則第 32 条から第 34 条まで

問 66 上場廃止銘柄の取次ぎ等に係る特例の対象となる銘柄はどのような銘柄ですか。

答 66 金融商品取引所により上場廃止とされた株券又は新株予約権付社債券に係る株主コミュニティ銘柄が対象となります。

(関連規定) コミュニティ規則第 32 条第 1 項

問 67 本特例を利用することができる「取次ぎ等会員」とは、どのような証券会社ですか。

答 67 本特例の対象となる株主コミュニティ銘柄の運営会員から、当該銘柄を取り扱うことについて承諾を得ている証券会社が該当します。

また、本特例の対象銘柄である上場廃止銘柄を取り扱っていない運営会員が取次ぎ等会員となり、本特例を利用することも可能です。

(関連規定) コミュニティ規則第 32 条

問 68 上場銘柄が廃止された場合、証券会社は本特例を必ず利用しなければいけませんか。

答 68 本特例は上場廃止銘柄の受け皿制度として、利用可能な制度の枠組みを整備したものであり、制度利用を強制するものではありません。実際の利用の要否は、各証券会社の実情に即して判断するものであると考えられます。また、運営会員においても、取次ぎ等会員から承諾の依頼を受けた際には必ず承諾しなければならないということはなく、同様に、各運営会員の実情に即して判断するものであると考えられます。

(関連規定) コミュニティ規則第 32 条第 1 項

問 69 運営会員は、取次ぎ等会員に対して、どのような情報を提供すればよいですか。

答 69 株主コミュニティ銘柄の契約締結前の情報提供の情報及び確認書には、発行者や運営会員に関する個別の情報やリスクなどが含まれていることから、これらの内容について提供する必要があるほか、取次ぎ等会員を通じて投資者に提供すべき情報として運営会員が必要と認める情報についても提供する必要があります。

また、次に掲げる情報を提供することができます。

- ① 株主コミュニティへの参加の申出を行った者に提供する発行者に関する基本的な情報（答 26 参照）
- ② 株主コミュニティ銘柄に関する公表情報（答 26 参照）
- ③ 株主コミュニティの参加者以外の者からの求めに応じて提供可能な情報（答 26 参照）
- ④ 株主コミュニティの参加者に提供する発行者に関する情報（答 45 及び 54 参照）

(関連規定) コミュニティ規則第9条第4項第1号、第12条、第13条、第16条の2第3項並びに第33条第1項、第2項及び第5項

問 70 取次ぎ等会員は、売付けに係る投資勧誘の相手方となる顧客に対し、どのような事項を説明し、どのような情報を提供すればよいですか。

答 70 取次ぎ等会員は、運営会員から取得した契約締結前の情報提供を含む情報を提供するとともに、運営会員が取次ぎ等会員を通じて顧客に提供すべきと認めた情報について、顧客に提供する必要があります。取次ぎ等会員は、これらの書面及び情報について、顧客に対して十分に説明しなければなりません。

また、売付けに係る投資勧誘の相手方となる顧客からの求めに応じて、コミュニティ規則第33条第2項により取得した情報（答68参照）を提供することができます。

(関連規定) コミュニティ規則第15条、第31条並びに第33条第3項及び第4項

問 71 取次ぎ等会員が店頭取引を行う場合には、どのような確認が求められますか。

答 71 取次ぎ等会員には、不公正取引でないことや取引開始基準の適合状況についての確認が求められるとともに、適合性の原則に照らして、取引の内容について適切に判断することが求められています。また、取次ぎ等会員との間で初めて株主コミュニティ銘柄の店頭取引を行う投資者からは、運営会員から取得した確認書の内容を含む確認書を徴求する必要があります。

なお、取引開始基準については、本特例が売却のみを対象としており、上場廃止銘柄の換金を目的とした取引も想定されることを念頭に基準を設け、運用していくことが考えられます。

(関連規定) コミュニティ規則第10条、第18条及び第34条、投資勧誘規則第6条第1項第9号及び第2項

問 72 上場廃止となった銘柄について株主コミュニティを組成する場合、その銘柄の保有者に対して、どのような方法でその旨を知らせることができますか。

答 72 発行者が公表する上場廃止に係る適時開示資料やウェブサイト上のプレスリリース、発行者が郵送する株主宛て書面のほか、運営会員によるプレスリリースなどにおいて周知を行うことができます。

例えば、「株主コミュニティが組成される旨」、「銘柄名」、「発行者名」、「運営会員名」、「組成予定日」、「運営会員の連絡先」程度であれば、株主コミュニティ組成に関する情報として周知を行うことが可能と考えられます。

また、株主宛てに限定される書面については、株主コミュニティへの参加を促す文言を記載することも可能です。一方、それ以外の周知媒体では、株主コミュニティへの参加を促す文言を記載しないようにする必要があります。

なお、いずれの場合であっても、取引を勧誘するような文言は記載しないようにする必要があります。

(関連規定) コミュニティ規則第9条第2項、第12条及び第16条

問 73 取次ぎ等会員は、本特例による取引の状況について報告する必要がありますか。
--

答 73 取次ぎ等会員は、本特例による店頭取引を行った場合に、当該店頭取引の状況を、所定の様式により、本協会に報告する必要があります。報告を要する店頭取引は、取次ぎ等会員とその顧客間での取引のみであり、取次ぎ等会員と運営会員との間の店頭取引については、報告不要です。

なお、運営会員は、取次ぎ等会員との間の店頭取引について報告する必要があります。

(関連規定) コミュニティ規則第29条及び第34条第2項

以 上

(別表) 株主コミュニティの審査方法等の参考例について

株主コミュニティの組成に際して、審査することが考えられる項目や審査の際に確認する資料等の参考例について取りまとめています。なお、あくまで審査の一例として示したものです。したがって、実際の審査は、下表に記載している資料や方法に限らず、発行者の業態等に応じて行うこととなります。

① 発行者及びその行う事業の実在性

審査項目 (例)	確認資料及び方法等 (例)	審査の内容 (例)
企業の概況	有価証券報告書、事業報告、商業登記簿謄本	設立年月日、代表者名、所在地、商号、資本金、事業目的等
主力事業となる製商品・サービス等の特徴	有価証券報告書、事業報告、会社案内、製品案内 (カタログ)	事業の実在性の確認
親会社等の概況	有価証券報告書、事業報告、親会社 HP、親会社等の決算関連資料	親会社の事業内容及び業績、当社への関与度合
子会社及び関連会社等の概況	有価証券報告書、事業報告、子会社等の決算関連資料	事業内容・業績の確認
大株主の状況	有価証券報告書、事業報告、株主名簿	最近3年間における所有株式数及び持株比率の推移
経営方針、経営戦略	有価証券報告書、ヒアリング	主力事業の継続性・安定性の確認、中長期戦略等の確認
経営方針等を実現するためのアクションプラン	有価証券報告書、ヒアリング	アクションプランの具体的内容、今後の注力分野
今後の事業展開方針 (今後注力する事業部門、地域、製品・商品等)	有価証券報告書、ヒアリング	各事業展開方針の具体的な目標設定
主要な取引先・仕入先の異動の状況	販売先や仕入先等の上位取引先に関する資料	代替取引先の確保など対処方法の有無
事業活動の遂行に重要な影響を及ぼす事項がある場合にはその内容	ヒアリング	

② 発行者の財務状況

審査項目 (例)	確認資料及び方法等 (例)	審査の内容 (例)
中期 (年度) 利益計画及び予算の体系	中期 (年度) 利益計画、直近の試算表、事業計画書、資金繰り表	計画策定の重点事項の確認
中期 (年度) 利益計画の合理性	中期 (年度) 利益計画、直近の試算表、事業計画書、資金繰り表	算定根拠との整合性の確認 (需要予測、販管費の見通しの予測方法)

営業キャッシュ・フローの状況	有価証券報告書、事業報告、ヒアリング	営業CFがマイナスの場合、マイナス要因が一過性か継続的なものか
資金繰りに係る予算管理の方法	ヒアリング	具体的な管理の方法（方針、所管部署）の確認
最近3年間における売上高等の変動要因	有価証券報告書、事業報告、ヒアリング	収益部門・赤字部門の把握、継続性の確認
最近3年間における販売管理費の変動要因	有価証券報告書、事業報告、ヒアリング	要因を踏まえた今後の対処
資金調達方針及び資金調達の時期・タイミング	有価証券報告書、事業報告、ヒアリング	所要資金の季節性の確認、過去の資金調達時期の確認
長・短借入金の調達状況	固定資産台帳、附属明細表、ヒアリング	借入枠の確認、担保に供せる資産額
決済期限を超える売掛金及び買掛金の明細	有価証券報告書、計算書類、附属明細表、ヒアリング	回収・返済目途の確認、決済期限超過の要因
長・短借入金及び社債等の有利子負債の明細	有価証券報告書、計算書類、附属明細表、ヒアリング	返済・償還スケジュール
最近3年間における、国税局又は税務署からの調査の状況について、調査の有無、調査時期、調査内容、法令違反・行政指導等の状況	ヒアリング	

③ 発行者の法令遵守状況を含めた社会性

審査項目（例）	確認資料及び方法等（例）	審査の内容（例）
経営管理組織体制 法令違反や不正を未然に防止するための社内体制 取締役会の運用状況	有価証券報告書 取締役会の議事録 組織図、人員配置表 監査役監査報告書 内部監査報告書	・複数部門の兼任者がいる場合、内部統制上支障が生じないか ・過去2年間の取締役会の状況 ・監査役監査の状況 ・内部監査の状況
リスク管理に関する規程及び社内体制	リスク管理規定、ヒアリング	顧客等（販売先、その他関係者を含む）からのクレームとしての判断基準、クレームや賠償の発生状況及び対応状況
事業を営んでいく上で必要な許認可や法的規制等の有無	ヒアリング	対応状況や許認可の更新状況の確認
人事・労務上の問題発生の有無	ヒアリング	ある場合は問題の内容及び改善状況の確認

最近3年間に於いて、法令違反、行政指導、処分等の有無	ヒアリング、会社HP	ある場合は概要及び改善状況の確認
現在係争中又は係争のおそれのある事件の有無	ヒアリング	ある場合は事件概要、訴訟の見通し及び損益等に与える影響の確認
係争、紛争事件に関する会計処理の整合性	有価証券報告書、計算書類	特別損失、引当金処理等との整合性

④ 反社会的勢力との関係排除等について

審査項目（例）	確認資料及び方法等（例）	審査の内容（例）
反社会的勢力との関係の有無	会社HP、民間の調査会社、ヒアリング	発行者が実施した反社会的勢力でないことの確認方法及び結果
反社会的勢力との関係に対する基本方針	会社HP、社内規定、ヒアリング	規程化の状況
反社会的勢力の排除に向けた社内体制（所管部署、リスク管理体制等）等の整備状況及び取組状況	有価証券報告書の社内体制、社内規程、ヒアリング	取引先、株主、会社役職員のチェック方法の確認

⑤ 運営会員と発行者との利害関係の状況

審査項目（例）	確認資料及び方法等（例）	審査の内容（例）
人的・資金的及び取引関係等の確認	—	利益相反関係がないか、ある場合はその内容（顧客への開示をもって許容できる内容か等）

⑥ 当該店頭有価証券に投資するに当たってのリスク

審査項目（例）	審査の内容（例）
当該店頭有価証券に投資するに当たってのリスク	「当該店頭有価証券に投資するに当たってのリスク」は、審査対象となる店頭有価証券によって審査内容が大きく異なることも想定されるが、一例として下記のような内容について審査することも考えられる。 ・設備投資等において、継続してマイナスCFを計上している資産がないか（減損リスク） ・原材料生産国や工場所在国のカントリーリスク、自然災害や紛争等発生リスク ・主要取引先の倒産リスク、それに伴う当社への影響度調査

以 上